

複数県の連携によるカワウの広域管理について

■ 広域管理の基本

各広域協議会では、それぞれ広域管理指針が作成されている。記載内容は、各広域協議会で異なるが、体制の整備と情報共有を進め、広域的な管理方針に基づいて対策を推進していくことが示されている。(関東、中部近畿、中国四国カワウ広域管理指針参照)

カワウは広域的に移動することから、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」においても、下記の通り、広域での管理の必要性や、広域管理の進め方が示されている。

保護管理の考え方と進め方

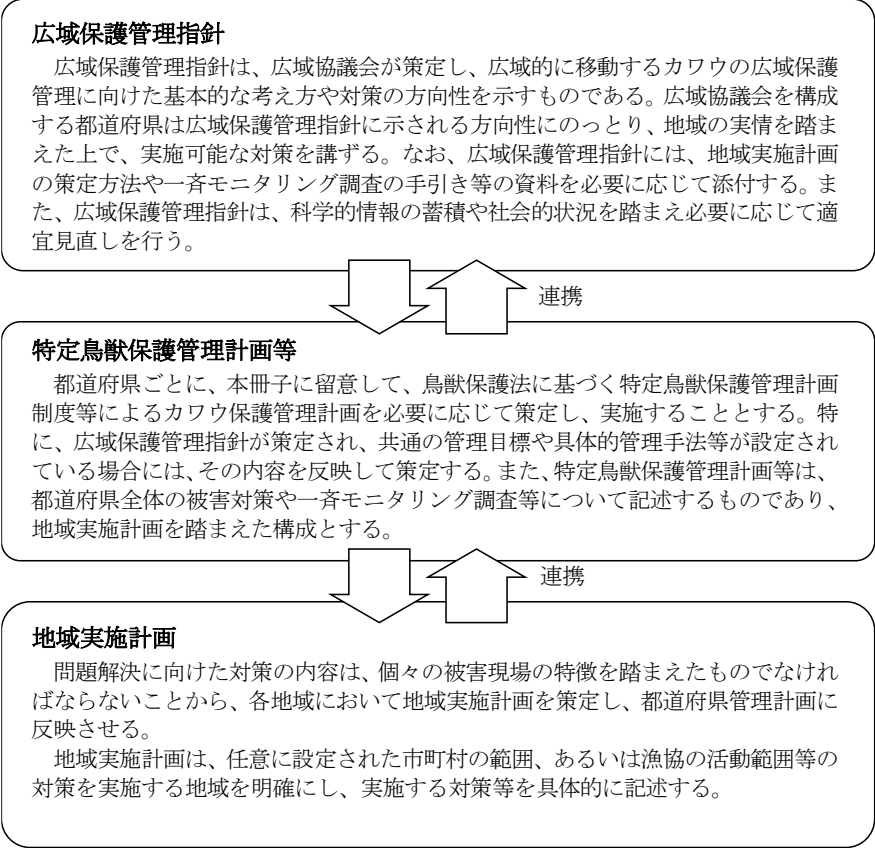
- ・ カワウの保護管理は、広域的な視点と情報と体制を整備した上で、科学的に計画を立て、複数の管理手法を組み合わせ、地域ごとに最適な手法を試行錯誤の中から見出して実施していくことが重要である。

保護管理の目標設定

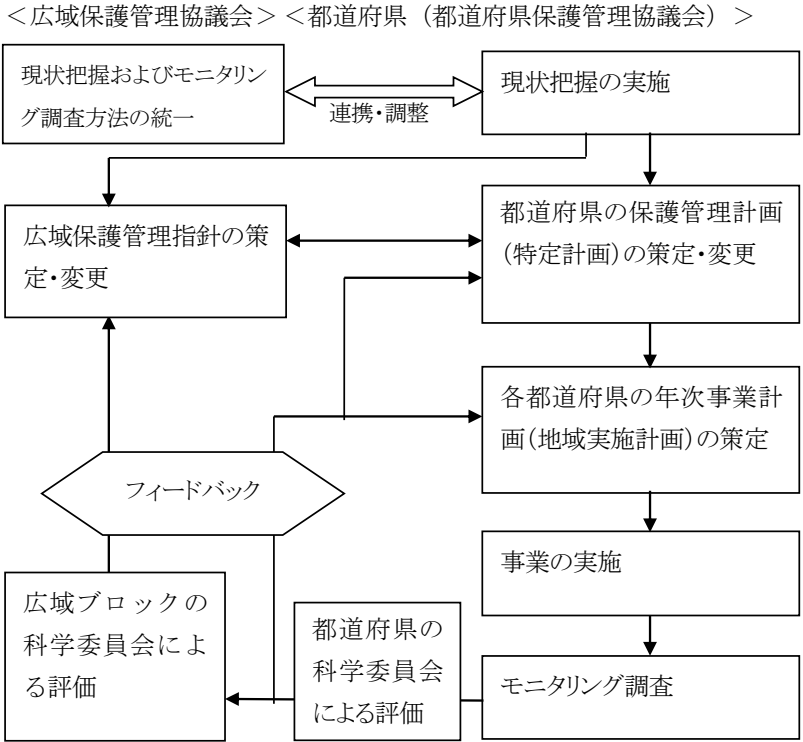
- ・ カワウの保護管理の大きな目標の1つは、被害を減らしていくことである。野生動物の保護管理では、対象生物の個体数を管理目標とすることが多いが、個体数のコントロールは被害を減らすための手段のひとつに過ぎない。地域ごとの被害状況により、管理目標は千差万別である。水産被害であれば飛来数、被害額が、森林等の被害であればねぐらやコロニーの利用個体数や被害面積などが管理目標に設定されるべきである。

体制整備と広域保護管理

- ・ 【都道府県内での広域管理の視点】カワウは広域的に移動するため、被害発生場所での個別の被害防除対策や有害捕獲のみでは、被害軽減は難しい。都道府県内全体を見渡し、鳥獣行政だけでなく水産行政や河川行政などと連携して、計画的に管理を進めなければ、ゴールにはたどり着けない。(手引き編Ⅱ-1-(1)p. 23)
- ・ 【都道府県境界を越えた広域管理の視点】カワウは、都道府県を越えて移動する。隣接しない都道府県をまたがり広域に分布するカワウの生息状況や、保護管理の実施状況がわからないままでは、効果的な保護管理計画を立てることはできない。そのため、広域協議会などを立ち上げ、情報交換や情報収集の体制を整えることが効果的である。(手引き編Ⅱ-1-(1)p. 23)
- ・ 連携による効果的な管理の実施に期待するところは大きいですが、そのための課題は多く、すぐに効果を上げることができるものではない。しかし、それでもなお、都道府県の内外を問わず、関係者が話し合う場があり、情報を共有できていること自体に、大きな価値がある。そのことを理解し、広域保護管理の体制を整え、維持していくべきである。



特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）P.26 より



図II-1-4. カワウの広域保護管理の進め方

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）P.28 より

■ 広域管理の現状と課題

<現状>

- ・ 広域協議会は、東北、関東、中部近畿、中国四国の4地域に設立している。
- ・ 広域協議会は毎年開催されており、構成機関間の情報共有が進んでいる。
- ・ 広域協議会が設立することで、その地域のカワウの生息状況や被害状況のモニタリングが普及するようになっている。ただし、東北と中国四国では、まだ調査体制が十分整っていない県もある。

<課題>

- ・ モニタリング調査の継続が難しくなっている県があり、中断や調査回数の減少が起きている。
- ・ 広域でのモニタリングの継続の重要性が、都道府県内において十分理解されず、予算確保に苦労している現状があるが、それに対する効果的な情報提供が十分でない。
- ・ 被害状況の把握は定性的なものが多く、まだ定量的なデータとして広域的にカワウの生息状況と比較検討できる状態には至っていない。
- ・ 広域指針においては、対策の実施メニューの記載や管理の方向性は示されている。しかし、広域連携による具体的な管理は十分実施されていない。
- ・ 広域協議会は、各回3時間ほどであり、9～15の都府県が参集しているため、各都府県からの報告や講演会の時間を考えると、具体的な対策について議論する時間がない。
- ・ 広域協議会は、年1回の開催となっており、開催時期も秋から冬にかけてであるため、基本的に、各県からの報告のみで、次年度の管理について議論したり、そこで決められたことに対して予算要求をするなどのための会議として機能していない。
- ・ 一部の県が独自に集まって議論する場として、中国四国カワウ広域管理指針では、「部会」の設置ができる、とされており、山陰地方で部会が設置されている。ただし、これは地方環境事務所が音頭をとっており、県が音頭をとって複数県が集まって管理について議論するには理由付けが難しく上手くいかない。

■ 課題に対する対応方針

- ・ 県境を接する2～4府県程度であれば、具体的な管理について議論しやすいのではないか。また、開催地が近くなれば、集まりやすいと考えられる。
- ・ 「部会」ないしは、複数県が集まって管理を議論する場の開催や声かけは、広域協議会が行なうことで、継続的な開催ができるようになるのではないかと考えられる。また、その結果などについて広域協議会で報告する形をとることで動機付けになると考えられる。

【参考】

(関東地区)

H17. 4 関東カワウ広域協議会設立

H17.11 関東カワウ広域指針作成

H18. 4～ 河川等の飛来地において一斉追い払い実施
→追い払い実施前後のモニタリングにより、
カワウ飛来数 20～40%の減少を確認

H25. 3 広域指針改訂

(中部近畿地区)

H18. 5 中部近畿カワウ広域協議会設立

H19. 3 中部近畿カワウ広域指針作成

H24. 4 広域指針改訂

(中国四国地区)

H26. 7 中国四国カワウ広域協議会設立

H27. 8 中国四国カワウ広域管理指針作成

(東北地区)

H29. 11 東北カワウ広域協議会準備会

H30. 11 東北カワウ広域協議会設立

(主な構成員)

国（環境省(事務局)、水産庁、国交省等の本省及び出先機関)

関東関係 11 都県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、新潟）

中部近畿関係 15 府県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）

中国四国関係 9 県（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

東北関係 6 県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）